

令和7年度 茨城県弓道連盟審査要項

初版：令和7年3月1日

主 催 公益財団法人 全日本弓道連盟
主 管 茨城県弓道連盟

1. 準拠規程

本要項は、全日本弓道連盟審査規程および内規並びに茨城県弓道連盟審査規程に準拠する。

2. 審査会の種別

(1) 中学生審査会（新設）

県央地区・県南地区に限り、県内中学生を対象とした審査を実施する。

(2) 高校生審査会（新設）

中学生審査会の新設に伴い、県内高校生を対象とした審査を実施する。

(3) 中高生審査会

県内中学生・高校生を対象とした審査を実施する。

(4) 一般審査会

県内外の支部並びに県内大学支部に所属する支部員を対象とした審査を実施する。

(5) 茨城連合審査会

県内外の支部に所属する支部員を対象とした、五段の審査を実施する。

3. 受審資格

(1) 公益財団法人 全日本弓道連盟（以下「全弓連」という）の『ID番号』を取得している者。

なお、ID取得に際しては、事前に茨城県弓道連盟（以下「茨弓連」という）の会員登録を行うこと。

(2) 現在の段位の認許日から5ヶ月以上経過した者。

(3) 級位の受審の場合は、経過期間を特に定めない。

(4) 級位から初段の受審の場合は、(2)項に準ずる。

4. 審査方法

(1) 審査方式

茨弓連が主管する審査会においては、原則参集方式による審査とする。

なお、審査日程調整等が困難な場合や新型インフルエンザ等感染拡大または拡大が予想される場合においては、式段以下の受審に限りビデオ審査方式とする。

(2) 審査選考

すべての審査会において、行射の審査の成績及び学科の審査の総合成績により、段位または級位を与える。

(3) 学科審査

a. 各審査会における学科試験問題は、別紙1のとおりとする。

■別紙1 令和7年度学科試験問題

→リンクをクリックすると開きます

※茨弓連ホームページ(審査情報ページ)にも掲載しています。

b. 学科試験答案用紙は、様式1を使用する。

■様式1 学科試験答案用紙

→リンクをクリックすると開きます

※茨弓連ホームページ(審査情報ページ)にも掲載しています。

令和7年度 茨城県弓道連盟審査要項

初版：令和7年3月1日

c. 注意事項

(a) 答案時

- ①複数回予定されている審査会の場合は、各回によって出題内容が違うため、良く確認すること。
- ②解答にあたっては、必ず答案用紙に問題を記入すること。
- ③A4用紙に片面印刷とし、出題2問を1ページに解答すること。なお、紙面不足の場合は2ページ目を活用すること。
- ④答案用紙には、ボールペンなど消せないペンを使って自筆にて記載すること。

(b) レポート提出時

- ①受審者は、記載漏れや記載内容に誤りがないかをよく確認し、支部長・連絡員、各学校の弓道部顧問（以下「責任者」という）にレポートを提出すること。
- ②責任者は出題と答案内容を確認の上、審査申込書等と同封の上、審査部事務局に申請すること。

(4) 行射審査

a. 行射審査の要領は、全弓連審査規程内規の別表2により行う。

■別表2審査規程

←リンクをクリックすると開きます

※茨弓連ホームページ(審査情報ページ)にも掲載しています。

(a)立射の要領

行射を立射で行う場合の要領は以下を参照すること。

■立射の作法

←リンクをクリックすると開きます

※茨弓連ホームページ(審査情報ページ)にも掲載しています。

(b)取矢

- ①無指定・級位・初段・式段の受審者は、取矢を行わなくても差し支えない。
- ②乙矢のさばき方（置き方）等は特に定めない。

b. 行射審査の服装

(a)無指定～四段

- ①弓道衣とする。
- ②学生においては、弓道衣（筒袖、袴）の色は特に指定しない。
- ③中高生においては、弓道衣ではなく、運動着等でも差し支えない。

(b)五段

- ①和服とする。
- ②冬場の肌脱ぎは、着物下道着（筒袖）を着用しても差し支えない。
- ③坐射における襷さばきは、入場前に行つても差し支えない。
- ④立射における襷さばきは、入場前に行うこと。

c. 審査会の受付

(a)審査会の受付は、原則30名（6立）ごととする。

(b)受付時間は、各審査会の立順連絡の際に責任者へ通知する。

(c)受付時間に遅刻、または呼び出しに応じなかった者は棄権と見なす。棄権した者には審査料の返還はしない。

d. 注意事項

審査会場での巻藁は使用できない。

令和7年度 茨城県弓道連盟審査要項

初版：令和7年3月1日

5. 審査日程・会場

- (1)想定審査者数を大幅に超える場合など、日程・会場を変更する場合があるので、必ず茨弓連ホームページを確認すること。

■別紙2 令和7年度県内審査会日程・会場一覧

←リンクをクリックすると開きます

※茨弓連ホームページ(審査情報ページ)にも掲載しています。

- (2)中高生は、原則中体連・高体連の所属地区または学校近隣の審査会場で受審すること。

- (3)学校行事（修学旅行等）の都合で上記(2)項以外の審査会場で受審する場合は、必ず審査部事務局にメールにて事前連絡すること。

なお、個人都合での審査会場の変更はできない。

6. 審査申込

- (1)審査申込書

a. 受審者は、申込締切日（事務局必着）を勘案し、審査申込書に必要事項を記載の上、責任者へ提出する。一般・大学生は審査申込書（様式2）を使用し、中学生・高校生は審査申込書（様式3）を使用すること。

なお、初めて審査を受ける者は、必ず無指定を受審すること。

【一般・大学生】

■様式2 審査申込書(一般・大学生専用)(級位・五段以下用)

←リンクをクリックすると開きます

※茨弓連ホームページ(審査情報ページ)にも掲載しています。

【中学生・高校生】

■様式3 審査申込書(中高生専用)(級位・五段以下用)

←リンクをクリックすると開きます

※茨弓連ホームページ(審査情報ページ)にも掲載しています。

- b. 記載上の注意事項

(a)申込書の作成は、ボールペンなど消せないペンを使って直筆にて記載するか、上段及び右下段の氏名欄を直筆にて記載し他の項目はPC入力とする、いずれかの方法による。

(b)審査申込書に記載の漢字は、認許状に記載する漢字とする。

例：高橋⇒高橋、会沢⇒會澤 等

(c)中高生の場合は、保護者の署名・捺印・緊急連絡先の記載は必須となっているため注意すること。

(d)支部長承認、学校責任者承認欄の署名・押印漏れは不受理となるため注意すること。

(e)立射での受審申込み場合は、受審者連絡欄に『立射』と朱書すること。

①中高生の受審者は、立射での審査受審の承認書（様式4）を作成し、責任者の承認を得ること。

■様式4 立射での審査受審の承認書

←リンクをクリックすると開きます

※茨弓連ホームページ(審査情報ページ)にも掲載しています。

②審査申込書提出後に立射を余儀なくされた場合は、審査部事務局へ連絡すること。

なお、中高生の場合は、立射での審査受審の承認書（様式4）を作成の上、責任者の承認を得て、審査受付時に提出すること。

③緊急やむを得ない場合は、審査当日受付に申し出ること。

(f)審査合格について、茨弓連ホームページ、『月刊弓道』への掲載を断る場合は、受審者連絡欄に『合格発表掲載不可』と朱書すること。

令和7年度 茨城県弓道連盟審査要項

初版：令和7年3月1日

8. 個人情報の取り扱い

- (1)個人が撮影した画像・動画などのSNSやインターネットへの配信等については、撮影者において、被写体となる方の同意を得るなどして、個人情報や肖像権侵害等の問題を生じないよう、十分に配慮すること。
- (2)権利侵害の可能性や疑問が残る場合には、他者の権利を尊重して、撮影・配信等を中止すること。
- (3)審査申込書の提出により、記載された個人情報については以下 a～b 項の取り扱いの承諾を得たものとする。
 - a. 審査遂行に必要な関係資料への記載
(氏名、所属地連・支部、既得の段位および認許年月、その他特記事項)
 - b. 茨弓連のホームページ、『月刊弓道』への掲載
(氏名、所属地連・支部、合格した取得の級位・段位)

9. その他

- (1)審査会における観覧等は、審査会場のルールに従うこと。
- (2)新型インフルエンザ等感染拡大の状況等により、本審査要項の記載内容を変更する場合がある。

以上